

## 世羅町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 世羅町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年度 (13年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	17.5人/ha	流域下水道等への 接続の有無	なし
処 理 区 数	甲世地区 1区		
処 理 場 数	甲世浄化センター 1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金と逦増型従量料金を組み合わせた二部料金制と、基本料金と世帯人数料金を組み合わせた二部料金制を採用。  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">使用料(1ヶ月につき・消費税抜き)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過水量</th> <th>超過料金 (1㎡につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">10㎡まで</td> <td rowspan="4">3,000円</td> <td>10㎡を超え100㎡まで</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え200㎡まで</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>200㎡を超え1,000㎡まで</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡を超えるもの</td> <td>230円</td> </tr> </tbody> </table>	使用料(1ヶ月につき・消費税抜き)				基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1㎡につき)	10㎡まで	3,000円	10㎡を超え100㎡まで	150円	100㎡を超え200㎡まで	210円	200㎡を超え1,000㎡まで	220円	1,000㎡を超えるもの	230円
使用料(1ヶ月につき・消費税抜き)																			
基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1㎡につき)																
10㎡まで	3,000円	10㎡を超え100㎡まで	150円																
		100㎡を超え200㎡まで	210円																
		200㎡を超え1,000㎡まで	220円																
		1,000㎡を超えるもの	230円																
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	使用業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定。設定使用水量が、1月100㎡以上の事業者においては、計測装置を設置し使用水量を認定。																		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし																		

条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	4,950 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	4,565 円
	令和2年度	4,950 円		令和2年度	4,575 円
	令和元年度	4,950 円		令和元年度	4,272 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	下水道事業について、4名で対応している。
事業運営組織	平成16年度の合併(3町・水道企業団)に伴い、旧2町(旧甲山・旧世羅町)で計画されていた公共下水道事業を上下水道課が引継ぎ、平成21年度から供用開始した。

## (2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

## (3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

令和3年度に策定・公共した令和2年度決算「経営比較分析表」を添付している。  
経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。

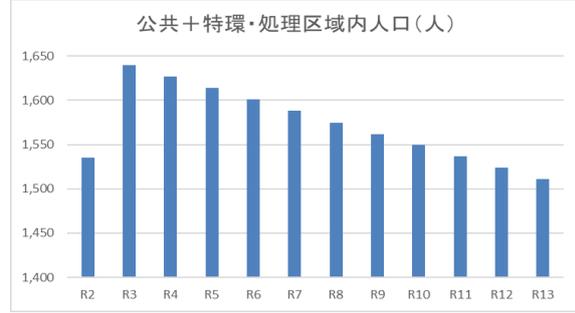
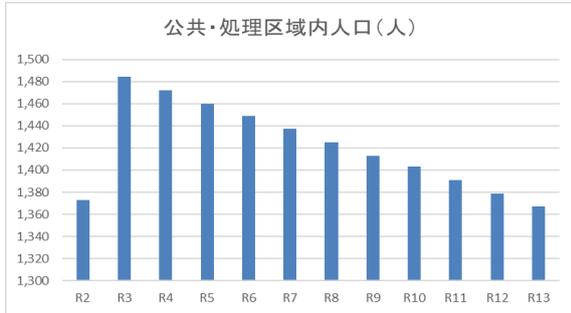
## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

本町の公共下水道事業の上位計画である備讃瀬戸流域別下水道整備総合計画(以下、「備讃瀬戸流総」という。)では、下水道計画区域内人口を平成10年度値(6,220人現況固定)としている。しかし、本町の人口は、下水道計画区域内、外ともに減少傾向にあることから、全体計画および認可計画における下水道計画区域内人口は、備讃瀬戸流総計画値を採用するのではなく、人口減少傾向を考慮した手法により設定するものとする。

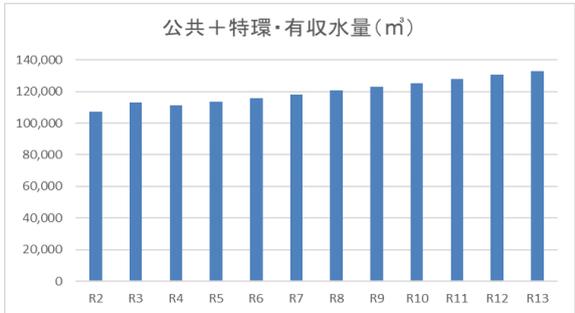
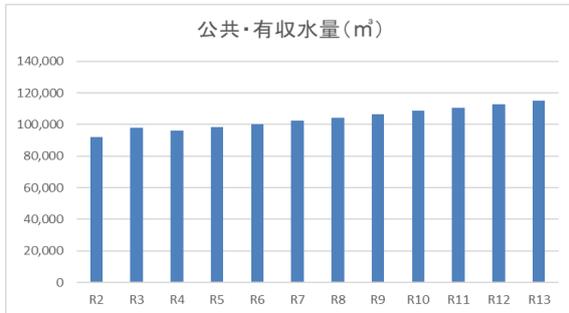
区分	※決算統計(公共+特環)		※H27を基準に計算(R3事業計画)	
	R3処理区域内人口	R3全体計画人口	事業計画(R10)	全体計画(R22)
下水道計画区域内人口(人)	1,640	3,500	1,550	3,200

用途内 1,393    用途内 2,749  
用途外 141      用途外 402



### (2) 有収水量の予測

本町の下水道計画処理区域は、上水道給水区域に包含されているため、上水道給水実績や、上位計画である備讃瀬戸流総計画値をもとに、生活污水量等を推定する。



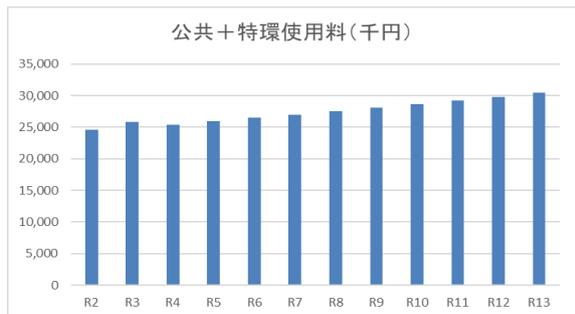
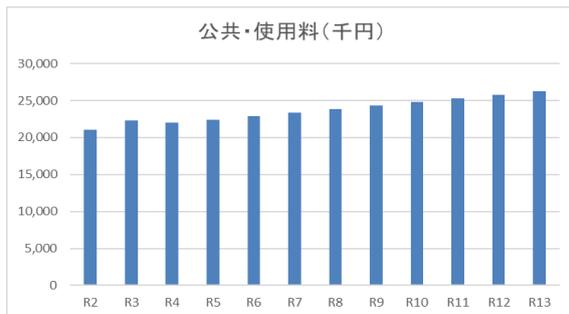
### (3) 使用料収入の見通し

有収率63%(R2)⇒86%(R22)

有収率の向上のため、ストックマネジメント計画を作成した上で、改築更新を実施し、効率的な維持管理を行う。

接続率46%(R2)⇒100%(R22)

接続率の向上を図るため、供用開始区域を中心に啓蒙活動を実施。主な活動としては、戸別訪問や広報への掲載を実施中であり継続する。



#### (4) 施設の見通し

公共下水道事業は、平成12年度に事業着手し鋭意整備を推進してきた。平成21年4月1日には一部供用開始しており、令和2年度末時点の整備面積は、約94haであり、事業計画区域約108haに対して、約87%の整備率となっている。整備状況と今後の整備計画を考慮し、現行事業計画区域周辺の一部の区域の拡大を行う予定である。

1. 事業計画区域の拡大。(約108ha→約112ha 約4ha拡大)
2. 事業計画目標年次の延伸。(H35年度末→R10年度末 5年間延伸)

#### (5) 組織の見通し

本経営戦略においては、現状の体制を維持するものとする。

### 3. 経営の基本方針

本町の公共下水道事業は整備計画区域内の整備途上であることから今後も財政的に多額の支出が見込まれる。しかしながら、有収水量は少子高齢化による人口減少などにより当初計画と比較して普及率が伸びないため、今後事業を継続していくための財源確保については厳しい状況にある。このような状況を踏まえ、今後も引き続き積極的な普及促進に努め事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに効果的・効率的な事業運営に努める必要がある。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

#### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理することを目的とした「ストックマネジメント計画」に基づき改築(更新・長寿命化対策)等を実施する。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

##### ○管路施設に関する事項

供用開始して長期間経過していない資産が多く、計画期間中に大規模な改築が発生する見込みは薄いため、点検に係る費用のみを5,000千円計上する。計画期間外の令和20年頃に、減価償却率が50%を超えてくる見込である。

##### ○処理場施設に関する事項

ストックマネジメント計画において予定している、令和10年度～令和13年度に行う改築工事について、年間60,000千円を計上する。また、工事前には点検に係る費用も計上する。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	下水道使用料を基本とし、国庫補助対象事業を優先的かつ重点的に取り組み、さらに投資については企業債を活用する。
-----	--------------------------------------------------------

##### ○使用料収入について

計画期間内での経費回収率は約25%だが、今後、使用料収入と共に接続率向上に取り組み増加傾向となる見込み。

##### ○繰入金について

地方公営企業繰出基準に基づき繰り入れることを基本としつつ、その額については、毎年度の予算において調整を図る。

##### ○投資財源について

国庫補助金を積極的に活用しつつ、企業債については、原則として起債対象額の全額に充当することとする。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項  
現状の職員数を維持。昇給も考慮し、増加傾向とする。
- 動力費に関する事項  
近年において電気料金等の高騰が目立つため、直近年度の予算額をもとに、増加傾向とする。
- 薬品費に関する事項  
過年度実績の平均値をもとに、物価高も考慮し、増加傾向とする。
- 修繕費に関する事項  
過年度実績の平均値をもとに、物価高も考慮し、増加傾向とする。
- 委託費に関する事項  
過年度実績の平均値とする。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町の公共下水道事業処理区域は、地理的条件、費用対効果の面において他自治体との広域化連携は現実的でないとする。
投資の平準化に関する事項	下水道ストックマネジメント計画を活用し、老朽化した施設の対策と平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところ予定は無いが、情報収集を図りながら、民間活力の活用を検討していく。
その他の取組	該当なし。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在のところ見直しの予定はないが、将来的には必要性、実施時期や改定内容について判断し、改訂する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要とする。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため検討していない。
その他の取組	該当なし。

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在のところ予定は無いが、情報収集を図りながら、民間活力の活用を検討していく。
職員給与費に関する事項	今後は下水道事業を継続する人員体制の構築が重要な課題と考える。人事異動や退職者の増加等による技術力の低下を防ぐための人材育成等を検討する。
動力費に関する事項	施設更新時に省電力設備の導入、運転操作方法の調整による動力費の軽減などを今後、検討していく。
薬品費に関する事項	効率的な維持管理による薬品費の軽減等を今後検討していく。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理に努めることで、突発的な費用を抑えていく。
委託費に関する事項	現在委託を行っているものについて、費用対効果を検証しつつ、適切な見直しを行う。
その他の取組	収納率向上など財源確保につながる経費について、費用対効果を検証し取り組んでいく必要がある。

### 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略の総合的な見直しは3年から5年毎に行うが、健全経営に向けた状況把握のため毎年度進捗管理、検証を行い、必要に応じて更新を行っていく。
---------------------	------------------------------------------------------------------------



投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
区 分		(決算)	(決算見込)											
資本的収入	1. 企業債	13,700	22,100	43,000	52,800	2,500	5,000	5,000	5,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	67,822	139,108	179,160	178,645	178,321	178,108	177,959	177,808	177,712	177,614	177,744	178,116	
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	21,680	16,040	55,960	38,060	2,500	5,000	5,000	5,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	4,700	3,520	5,020	3,800	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	
	9. その他													
計 (A)	107,902	180,768	283,140	273,305	187,581	192,368	192,219	192,068	241,972	241,874	242,004	242,376		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
純計 (A)-(B) (C)	107,902	180,768	283,140	273,305	187,581	192,368	192,219	192,068	241,972	241,874	242,004	242,376		
資本的支出	1. 建設改良費	53,464	140,319	230,990	217,572	5,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	うち職員給与費													
	2. 企業債償還金	50,326	51,241	52,150	55,011	56,803	57,989	58,815	59,649	60,184	60,730	60,004	57,946	
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
5. その他														
計 (D)	103,790	191,560	283,140	272,583	61,803	67,989	68,815	69,649	120,184	120,730	120,004	117,946		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		10,792		△ 722	△ 125,778	△ 124,379	△ 123,404	△ 122,419	△ 121,788	△ 121,144	△ 122,000	△ 124,430		
補填財源	1. 損益勘定留保資金		10,792		△ 722	△ 125,778	△ 124,379	△ 123,404	△ 122,419	△ 121,788	△ 121,144	△ 122,000	△ 124,430	
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他													
計 (F)		10,792		△ 722	△ 125,778	△ 124,379	△ 123,404	△ 122,419	△ 121,788	△ 121,144	△ 122,000	△ 124,430		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	1,030,730	1,001,589	992,439	990,228	935,925	882,936	829,121	774,472	744,288	713,558	683,554	655,608		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
区 分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		58,416	56,701	53,838	76,433	59,251	58,821	58,377	57,917	57,441	56,952	56,453	55,961
	うち基準内繰入金	58,416	56,701	53,838	76,433	59,251	58,821	58,377	57,917	57,441	56,952	56,453	55,961
	うち基準外繰入金												
資本的収支分		67,822	139,108	179,160	178,645	178,321	178,108	177,959	177,808	177,712	177,614	177,744	178,116
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	67,822	139,108	179,160	178,645	178,321	178,108	177,959	177,808	177,712	177,614	177,744	178,116
合 計	126,238	195,809	232,998	255,078	237,572	236,929	236,336	235,725	235,153	234,566	234,197	234,077	

原価計算表(公共)

供用開始年月日 平成21年4月1日  
 処理区域内人口 1,484人  
 計算期間 自 2022年4月 至 2027年3月 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料(X)	22,327	22,888		22,888
受託工事収益	0	0		0
その他	27	30		30
合計	22,354	22,918	0	22,918

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
処理場費	人件費				
	給料	0	0	0	
	諸手当	0	0	0	
	福利費	0	0	0	
	動力費	2,926	4,354	4,354	
	修繕費	3,443	11,350	11,350	
	材料費	0	0	0	
	薬品費	1,138	1,155	1,155	
	委託料	34,434	34,954	34,954	
	その他	3,587	3,641	3,641	
小計	45,528	55,454	0	55,454	
一般管理費	人件費				
	給料	15,324	15,335	15,335	
	諸手当	4,270	4,334	4,334	
	福利費	5,392	5,473	5,473	
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	
	委託料	640	650	650	
その他	5,247	5,326		5,326	
小計	30,873	31,118	0	31,118	
資本費	支払利息	5,722	3,877	2,858	1,019
	減価償却費	96,971	97,974	94,462	3,512
	企業債取扱諸費	0	0		0
小計	102,693	101,851	97,320	4,531	
合計(Y)	179,094	188,423	97,320	91,103	

資産維持費(Z)	0
使用料対象経費(Y)+(Z)	91,103

※経費回収率 (X)/((Y)+(Z))\*100= 0.25

<使用料水準についての説明>

令和4年度から令和8年度までの使用料算定期間において、下水道使用料の経費回収率は、約25%となっており、適正な使用料水準には届いていないと言える。  
 今後、有収率率の向上のため、ストックマネジメント計画を作成した上で、改築更新を実施し、効率的な維持管理を行う予定である。また、接続率の向上を図るため、供用開始区域を中心に啓蒙活動を実施。主な活動としては、戸別訪問や広報への掲載を実施中であり継続する。これらにより、経費回収率の改善を図る。  
 料金改定について、現在のところ見直しの予定はないが、将来的には必要性、実施時期や改定内容について判断し、改訂する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考える。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。